

質疑回答書（第2回）

募集要項等に対して提出された質問への回答は以下のとおりです。

事業名：明石市新ごみ処理施設整備・運営事業

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
募集要項に関する質問					
1-1	募集要項	13	10 (1) エ (オ) 運營業務に関する図書	運營業務に関する図書に関しては、事業契約締結後に改めて貴市と協議の上、その内容を定めるという理解でよろしいでしょうか。	基本設計図書においては、要求水準書及び提案書の内容に準拠した内容の図書を提出してください。 各図書の内容については、ご理解のとおり、契約締結後に本市と協議のうえ決定します。
1-2	募集要項	15	12 (3) イ 委託料	初回の改定に係る比較対象につき、令和7年度の平均値ではなく、入札公告時点もしくは入札提出時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）へ変更いただくことを改めてご検討頂けないでしょうか。質疑回答書（第1回）において、「現行のとおりとします。」とご回答をいただいておりますが、令和7年度の平均値とする場合、事業者は入札時点よりも将来の物価変動に対するリスクフィーとして見込む必要が生じるため、事業費の増大につながります。 ※内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）が公表している「契約に関するガイドライン」が令和6年6月3日に改正され、物価の変動による対価の改定の基準起点について「入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる」と記載されております。	現行のとおりとします。
要求水準書に関する質問					
2-1	要求水準書 I 共通編	3	第1章 第2節 4 (4) 工事車両の通行	「工事車両は、原則として添付資料に示す工事用道路を通行し出入りすること。当該工事用道路は、NEXCO が施工したものでありクリーンセンター敷地との境界まで敷設されており、工事車両の通行が可能となっている。」とありますが、 ①工事実施時に使用できる工事用道路の図面をご提示いただけますでしょうか。 ②建設予定地まで本工事道路を通行する際、フルトレーラー（全長25m・車幅2.5m）や特殊車両の車幅3.2mの搬入に支障はありますでしょうか。工事計画を検討するうえで制約などありましたご教示ください。	①NEXCO が計画・整備している道路計画平面図を提供します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。 ②提示された車両条件では工事用道路の通行は不可である見込みのため、正門を利用することを計画してください。
2-2	要求水準書 I 共通編	4	第1章 第2節 4 (5) イ (i) 生活用水	新施設から既存車庫棟及び管理棟への給水経路は、下記のように計画しますがよろしいでしょうか。 ・新施設より共同溝の土被り部分を埋設して横断し、管理棟と現焼却棟の間の道路を埋設します。 ・管理棟へは現焼却棟より渡り廊下を経由して管理棟3階に給水の既存主管がありますので、切り替え配管は上記埋設から分岐し外部壁を立上げ、外壁穴明けし3階天井内で既存管と接続替えます。 ・車庫棟へは、その東側の道路埋設既存管へ接続替えます。	現時点では決定できないため契約締結後の設計協議に拠ることとします。なお、埋設管施工に当たっては、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等の手続きや、工事期間中における車両動線の変更等にも留意が必要です。
2-3	要求水準書 I 共通編	4	第1章 第2節 4 (5) イ (i) 生活用水	収集事業課への給水経路は、下記のように計画しますがよろしいでしょうか。 ・旧大久保清掃工場（解体建物）南側の給水本管を継続利用すると考え、新施設計画敷地内においては、現存の収集事業課給水メーター周辺で迂回を行います。 ・新施設計画敷地外（収集事業課付近）においては、収集事業課南側道路を埋設配管し、その西側にて、埋設の既存収集事業課系統配管に接続替えます。 ・給水メーターは検針の必要性がある為、新施設計画敷地外へ配置します。	現時点では決定できないため契約締結後の設計協議に拠ることとします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答																		
2-4	要求水準書 I 共通編	5	第1章 第2節 9(1) イ 本施設の整備に関する業務	各種ユーティリティの切替について、「管理棟内(各フロア間 LAN ケーブル) 及び管理棟から収集事業課への通信線(光ケーブル)」とありますが、以下確認させてください。 ①添付資料に該当の現状の図面がありませんので、ご提示ください。 ②「管理棟内(各フロア間 LAN ケーブル)」については、管理棟の端子盤間の LAN ケーブル盛替えは不要との認識でよろしいでしょうか。 ③既存管理棟の通信線の1次側は、既設焼却施設経由でしょうか。もしくは、収集事業課の通信線の1次側は既設焼却施設でしょうか。この1次側を今回新施設に切り替えるという認識でよろしいでしょうか。	①図面はございません。LAN ケーブルは管理棟の EPS 内にあります。詳細は現地見学会においてご確認ください。 ②管理棟の端子盤間の LAN ケーブル盛替えは必要です。事業者によりご対応ください。 ③現状、既設焼却施設に情報通信制御盤があり、2次側に既存管理棟と収集事業課事務所があります。切り替えについては、本市が既存焼却施設にある情報通信制御盤を既存管理棟へ移設しますので、事業者は、2次側の既存管理棟内フロア間、及び収集事業課事務所への通信線を整備してください。																		
2-5	要求水準書 I 共通編	5	第1章 第2節 9(1) イ 本施設の整備に関する業務	既存管理棟の各種ユーティリティの切替について、「添付資料 05:⑬現管理棟-建築工事竣工図・改修工事竣工図」より、①の LAN 以外には、電話、放送、電気時計、自火報設備の1次側を新施設に切替える計画をしていますが、認識に相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。																		
2-6	要求水準書 I 共通編	5	第1章 第2節 9(1) イ 本施設の整備に関する業務	収集事業課の各種ユーティリティの切替について、「添付資料 05:⑨現収集事業課-建築工事設計図 E-21」から電話、テレビについて現状は既設焼却施設からの配線で、これらは新施設からの配線に切替が必要(一方、自火報・放送・警報の配線は不要)との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																		
2-7	要求水準書 I 共通編	5	第1章 第2節 9(1) イ 本施設の整備に関する業務	「敷地内の他施設(既存焼却施設、既存破碎選別施設、第2次最終処分場の汚水ポンプ場を除く)を継続して利用するために必要な~各種ユーティリティの切替・新設等」との記載がありますが、該当する既存施設にて採用されている弱電メーカーについてご教授ください。	現地見学会においてご確認ください。																		
2-8	要求水準書 I 共通編	6	第1章 第2節 9(1) ウ (ウ) 維持管理業務	既存施設の維持管理について、「管理棟:a 日常清掃・定期清掃(排水管等洗浄業務、ステンレス防水屋根ルーフ等清掃業務含む)」、「車庫棟:a 日常清掃・定期清掃」とありますが、それぞれの現状の清掃条件(頻度、場所、項目等)についてご提示いただけますでしょうか。	管理棟及び洗車場棟の清掃業務内容について、資料を提供します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。 車庫棟については現在定期的な清掃は行っていませんが、管理棟居室と同等(日常清掃 週2回、定期清掃 年2回、鼠・害虫駆除 年4回)を想定してください。																		
2-9	要求水準書 I 共通編	9	第1章 第2節 11(2) ⑥ 缶・びん・ペットボトル	缶・びん・ペットボトルの単位体積重量 0.12 (t/m ³) はどのように算出されたものでしょうか。	缶・びんを 0.2t/m ³ 、ペットボトルを 0.035t/m ³ とし、両者の平均により算出しています。																		
2-10	要求水準書 I 共通編	11	第1章 第2節 13 想定搬入出車両等	焼却施設及び資源リサイクル施設のごみ収集車両のうち、ダンプ車 10t 車の記載がありますが、現状、既設施設では 10t 車でのごみの搬入はなく、将来的な 10t 車の運用を想定しているとの認識でよろしいでしょうか。	明石市内の災害廃棄物の搬入や、「兵庫県災害廃棄物処理の相互支援に関する協定」等に基づき他都市から搬入される災害廃棄物等、または他都市に搬出する災害廃棄物等は、10t 車での搬送を想定しています。																		
2-11	要求水準書 I 共通編	11, 12	第1章 第2節 14 搬入日及び搬入時間(予定)	一般持込(事業系)、一般持込(家庭系)、一般持込(登録車)、一般持込(未登録車)の記載があります。その区分は下表の理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、正しい区分をご教示願います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td>予約要否</td> <td>使用する計量機</td> <td>搬入場所</td> </tr> <tr> <td>一般持込(登録車)</td> <td>不要</td> <td>登録車用(料金徴収なし)</td> <td>プラットフォーム(焼却、リサイクル)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般持込(未登録車)</td> <td>一般持込(事業系)</td> <td>要</td> <td>未登録車用(料金徴収あり)</td> <td>一般持込ヤード</td> </tr> <tr> <td>一般持込(家庭系)</td> <td>要</td> <td>未登録車用(料金徴収あり)</td> <td>一般持込ヤード</td> </tr> </table>			予約要否	使用する計量機	搬入場所	一般持込(登録車)	不要	登録車用(料金徴収なし)	プラットフォーム(焼却、リサイクル)	一般持込(未登録車)	一般持込(事業系)	要	未登録車用(料金徴収あり)	一般持込ヤード	一般持込(家庭系)	要	未登録車用(料金徴収あり)	一般持込ヤード	一般持込(事業系)の搬入場所は、一般持ち込みヤードではなくプラットフォームです。
		予約要否	使用する計量機	搬入場所																			
		一般持込(登録車)	不要	登録車用(料金徴収なし)	プラットフォーム(焼却、リサイクル)																		
一般持込(未登録車)	一般持込(事業系)	要	未登録車用(料金徴収あり)	一般持込ヤード																			
	一般持込(家庭系)	要	未登録車用(料金徴収あり)	一般持込ヤード																			
2-12	要求水準書 I 共通編	33	第3章 第1節 9 啓発設備や啓発業務の考え方	一般に、見学動線上の主要箇所デジタルサイネージを設置するのは、説明映像等の表示を主な目的としたものと理解しており、入場者数のカウントを目的とする場合、入口等にセンサーを設置すれば対応可能と考えます。 見学動線上のデジタルサイネージを設置し、これにより通過者の検知や見学者のカウントを行う目的は、通行者を検知して自動的に映像を再生するなどの機能も想定されているということでしょうか。	デジタルサイネージはあくまで参考事例として記載したものです。採用の是非や、採用する場合の詳細については、提案に委ねます。																		
2-13	要求水準書 I 共通編	37	第3章 第3節 1 災害対策について	災害廃棄物は、仮置場において破碎されたものが本施設に搬入されるものと考えてよろしいでしょうか。	施設に搬入される災害廃棄物の性状は破碎されているとは限らず、災害の種類や市内の被災状況等により異なります。本施設(焼却施設及び資源リサイクル施設)で処理できない大きさの災害																		

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
					廃棄物がクリーンセンター敷地内（第2次最終処分場を含む）の仮置場に搬入された場合は、処理可能な大きさに重機等で粗破碎（※）してから、各受入貯留設備に搬入します。 ※仮置場の運用（災害廃棄物の一時保管・管理や、施設搬入前の粗破碎作業等）は、原則として市が実施する計画ですが、落札者決定基準の評価項目（Ⅲ②災害時の施設稼働を想定した運用）に基づき、事業者からも提案を求めます。
2-14	要求水準書 Ⅰ 共通編	40	第4章 第2節 3 焼却施設の実設計図書、 資源リサイクル施設の実設計図書、 その他施設（計量棟等） の実設計図書 建築工事関係	実施設計図書の中で建築工事関係として「(12)負荷設備一覧表、(13)建築設備機器一覧表」と記載ありますがどういった資料になりますか。 ※第4章 第2節-3-ウ-(3)リサイクル施設、第4章 第2節-3-エ-(1)計量棟も同。	負荷設備一覧表は、建築各設備における電圧(V)、容量(kW)、常用数・予備数、常用出力・予備出力等を一覧表で整理されたものです。 建築設備機器一覧表は建築各設備を一覧で整理されたものですが、負荷設備一覧表と同内容であれば、割愛も可とします。
2-15	要求水準書 Ⅱ 建設編	63	第4章 第1節 7 不燃粗大ごみ貯留設備	粗大ごみ中の不燃粗大ごみ割合は、「添付資料 06：③屋外ストックヤード搬送量実績」に示されている、不燃物の量（249.39t）を、環境事業概要（令和6年度版）p54に記載の粗大ごみ量（2023年度の722t）で割った数字で設定してよろしいでしょうか。	添付資料 06：③屋外ストックヤード搬送量実績」に示している不燃物量（294.39t）は、粗大ごみ戸別有料収集分のほか、自己搬入のうち一部大型不燃物も含まれています。また、環境事業概要（令和6年度版）p54に記載の粗大ごみ量（2023年度の722t）は、粗大ごみ戸別有料収集分のみとなっており、自己搬入による粗大ごみは含まれていません。よって、近似値ではありますが、厳密に粗大ごみ中の不燃粗大ごみ割合ではありません。粗大ごみ中の不燃粗大ごみ割合について、正確に測定した数値は無いため、事業者の経験にて、想定してください。
2-16	要求水準書 Ⅱ 建設編	74	第4章 第6節 6 (5) 圧縮品積上げ用ホイス ト付属品	「付属品：パレット必要枚数」とありますが、パレットは引取業者より支給いただくという認識でよろしいでしょうか。	原則、引取業者より支給します。ただし、引取業者選定時の入札条件や、引取業者との契約内容に拠っては、支給されない場合もあるため、その際は事業者にて用意してください。
2-17	要求水準書 Ⅱ 建設編	75	第4章 第6節 11 ストックスペース	貯留対象物である「紙・布」について、貴市にて土曜日に収集している車両の種類および1日の搬入台数ならびに、搬出時の車両の種類についてご提示願います。	「紙・布」は、一般持込受入ヤードに搬入される前（計量前）に、持込者自身により場内の「Taco箱」に入れていただきます。したがって、一般持込受入ヤードの対象物、及びストックスペースの貯留対象物から「紙・布」は削除します。 その他、令和8年4月から、リチウムイオン電池の自治体回収が始まる予定です。現在収集しているガスボンベと同時に回収する予定ですが、搬入されたリチウムイオン電池は、ガスボンベと分別の上、ストックスペースまたは危険物・処理不適物置場に保管をお願いします。
2-18	要求水準書 Ⅱ 建設編	89	第5章 第1節 4 (4) イ トイレ	トイレの備考欄にトイレの基数（男子用（小4・大3）女子用4・多目的1（オストメイト付））が明示されていますが、これは見学者が利用する階のことを示し、施設関係者のみが利用する階については、事業者にて提案するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2-19	要求水準書 Ⅱ 建設編	102	第6章 第2節 13 インターネット設備	「Wifi 設備を設けること」とありますが、建設予定地外で事業者が設置すべき、貴市ご利用箇所についてご教授ください。	施設見学に利用するルート、部屋にはWifi 設備を設けてください。
2-20	要求水準書 Ⅲ 運営編	3	第2章 第2節 5 搬入廃棄物の性状分析	既設で実施されている収集資源ごみの分析測定は、同じ内容が本事業範囲に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（運営編）を修正します。
2-21	要求水準書 Ⅲ 運営編	5	第2章 第3節 4 点検・検査計画の作成	明石中央体育会館に設置する仮設発電機は、自営線点検期や、焼却施設の停炉・電気設備点検の時期にのみ設置する前提の認識でよろしいでしょうか。 明石中央体育会館は自営線点検期や、焼却施設の停炉・電気設備点検以外に、自立運転する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	質問で想定されている状況のほか、トラブル発生時にも仮設発電機を設置します。なお、焼却施設の停炉時は、自営線が使用できるのであれば、焼却施設で系統から受電した電力を送電してください。
2-22	添付資料 01②	—	解体撤去工事の残置構造物	添付資料 01②黄色網掛け範囲は廃棄物処理法及び土壌汚染対策法の規制がかかることから、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」では、極力掘削せずに地下構造物が残置されるもの考えられますが、電柱やガードレールなど地中に残置する構造物があれば、図面をご提示願います。	現時点では詳細が未定のため、提示できる図面はありませんが、黄色網掛け範囲についてはGL 以深で撤去するものではありません。（GL 以深は存置します。）
2-23	添付資料 01②	—	廃棄物処理法の規制	添付資料 01②黄色網掛け範囲において、仮設構台やタワークレーンなど廃棄物層及び遮水層を貫通するような杭を打設することは可能と考えてよろしいでしょうか。	杭の打設は掘削行為に該当するため、黄色網掛け範囲では、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法に基づく届出等の対応が必要となります。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
2-24	添付資料 03①	—	埋立地造成図	廃棄物層の深さを適切に把握することが、事業費抑制につながります。添付資料 03①にある「明石市廃棄物最終処分場（埋立地）計画概要図」（P17）で示される第一次埋立地～第四次埋立地の遮水層・覆土及び造成図をご提示願います。	添付資料 02：⑤等の既存資料をもとに、廃棄物層の深さを想定してください。少なくとも、表層から 50cm 以上は覆土であるため、廃棄物層は表層から 50cm より下です。断面図や造成計画図が無い場合、廃棄物処理法に基づく届出時には、安全側として、表層から 50cm 以深を廃棄物層とみなされます。添付資料 03①にある「明石市廃棄物最終処分場（埋立地）計画概要図」に示す二次埋立地・四次埋立地は本工事範囲とは関係ありません。第三次埋立地の構想が当時はありましたが、現状は異なり、切土及び盛土の上、クリーンセンターが建設されています。
2-25	添付資料 04① 添付資料 05①	—	現収集事業課 洗車排水	添付資料 05①「収集事業課車庫(3・4)・洗車場増築工事設計図 (M-1 図)」及び添付資料 04①「既存の雨水排水経路」より、収集事業課洗車場の排水は車庫棟西側のオイルトラップから雨水排水として排水されているものと考えられますが、収集事業課洗車排水の排水先（雨水排水、プラント排水）をご指示願います。	収集事業課洗車排水は、現状は雨水排水に繋がっていますが、新施設では汚水系統に接続してください。排水先は生活排水・プラント排水どちらでも可とします。
2-26	添付資料 04① 添付資料 05①	—	現収集事業課 洗車排水	収集事業課洗車排水の水質を設計条件としてご提示願います。	収集事業課洗車排水の水質調査実績はありません。一般的な洗車排水の水質を想定してください。
2-27	添付資料 04⑧	—	既存の上水給水経路及び 想定迂回方針〔解体工事〕 20250530 市修正	「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」における、収集事業課事務所への給水の具体的な迂回路計画（経路、仕様等）が決まっていたらご教示ください。	現時点では詳細が未定のため提示することはできませんが、既存の給水系統を可能な限り継続使用する方向性です。（旧大久保清掃工場南側を通っている給水系統は、解体工事では撤去しません。）
2-28	添付資料 04⑧	—	既存の上水給水経路及び 想定迂回方針〔解体工事〕 20250530 市修正	質疑回答書 No. 3-159 で、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」では既設の上水管は撤去しない予定です。上水道の切替後に事業者にて撤去してください」とありますが、撤去対象の上水管本管のうち、旧収集事業課事務所周辺を除いては、基本的に建設予定地外にあるものと認識しています。その認識は合っていますでしょうか。当初の前提条件から、建設予定地内には埋設物がない前提で新施設の配置動線計画を進めております。もし、図面でご提示する範囲の本管が建設予定地内にある場合、収集事業課への給水計画、施設の配置動線計画が成立しなくなるため、本管を建設予定地外の南側に移設していただきますよう、お願いいたします。	ご質問の上水道本管について、水道局から入手した図面を提示します。様式 1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。なお、図面上は分かりにくいですが、旧収集事業課事務所周辺を除き、建設予定地範囲外に敷設されていることは、現地にて確認しています。
2-29	添付資料 05⑥	—	既設外構散水栓	添付資料 05⑥「給水衛生設備器具表 (M-7 図)」では屋外の散水栓が 6 箇所となっていますが、「給排水衛生設備外構設備図 (M-3 図)」では既設防火水槽近くの散水栓 1 箇所しか確認できません。 一方、「質疑回答書-添付資料 (No. 3-27) 場内給水管 3336-0204H10 焼却施設 給水装置工事申込書」では、使用材料欄に万能ホーム水栓 1 箇所とあります。既設ごみ処理施設の周囲の外構散水栓で、新工場棟から盛替え供給すべき散水栓の位置をご提示願います。	既存焼却施設周囲には 3 つの散水栓(井水)がありますが、新施設稼働後は使用しないため、切り替える必要はありません。
2-30	添付資料 05⑥	—	新大久保清掃工場-焼却 施設建設工事_03-建築電 気設備図	既存管理棟の計量受付室に図面では分電盤が記載されていますが、現地確認の時にはないとお聞きしました。既存管理棟の計量受付室に分電盤はありますか。ある場合は、分電盤の負荷名称・負荷容量等の情報をご教示ください。	管理棟の計量受付室には、分電盤はありません。
2-31	添付資料 05⑭	31	第 3 次最終処分場建設工 事-完成図書〔電気設備〕 2/2	インフラ盛替えの為に既存管理棟・車庫棟の東側道路への埋設配管を計画していますが、「平成 16 年度-明石市第 3 次最終処分場建設工事-完成図書〔電気設備〕 2/2」の 31 枚目と「添付資料 05：⑥新大久保清掃工場-焼却施設建設工事_03-建築電気設備図」の 4 枚目の図面に記載されている配管の埋設深さの情報をご教示いただけますでしょうか。また、図面に記載されていない埋設物があれば教えていただきたいです。	「添付資料 05：⑭ 平成 16 年度明石市第 3 次最終処分場建設工事-完成図書〔電気設備〕 2/2」31 枚目のとおり、既存焼却施設棟と車庫棟間のハンドホールの深さは 0.9m です。配線深さは現地見学会でご確認ください。 また、「添付資料 05：⑥新大久保清掃工場-焼却施設建設工事_03-建築電気設備図」4 枚目のとおり HH B ハンドホールの深さは 1.2m です。配線深さは現地見学会で確認してください。なお、(FRP30)は将来予備として空配管を敷設しているだけなので、今後は使用しません。
2-32	添付資料 10	—	搬入車両台数	「添付資料 10：搬入車両台数 繁忙期実績(令和 5 年 12 月 29 日)」をご提示いただきましたが、通常時の運用も検討したいため、通常時の搬入車両台数も分かるデータをご提示願います。具体的には、令和 5 年 5 月(GW)、8 月(お盆)、12 月(年末)の 3 か月分の日毎および時間毎のデータをご提示いただければ、繁忙期と通常時の傾向を掴めると考えております。	資料を提供します。様式 1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項 8 ページに記載の手順により要求してください。

優先交渉権者選定基準に関する質問

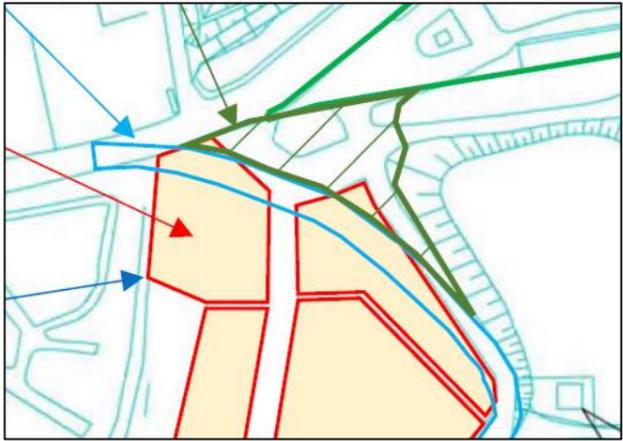
No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-1	優先交渉権者選定基準	6	提案内容の評価項目及び評価ポイント 評価項目：Ⅱ①工事中の安全対策	「同種の建設工事の施工実績件数について具体的に示すこと。なお、同種の建設工事とは、敷地内または隣地でのごみ処理を継続しながら実施した一般廃棄物処理施設建設工事の元請け完工実績とする。」とありますが、敷地内または隣地でのごみ処理を継続しながら実施したことがわかる実績証憑はどのようなものをご提出すればよろしいでしょうか。	ごみ処理を実施している範囲と建設工事範囲の位置関係を示した図面、及びごみ処理期間と建設工事期間が重複していることがわかる資料（発注仕様書・要求水準書など工事概要が分かるもの）をご提示ください。 (No.5-1 もあわせてご参照ください。)
3-2	優先交渉権者選定基準	7	提案内容の評価項目及び評価ポイント 評価項目：Ⅲ②災害時の施設稼働を想定した運用	「災害廃棄物の一時受入・貯留場所の運用」とありますが、要求水準書（共通編）37頁第3章第3節(16)においては「災害廃棄物については、第2次最終処分場の埋立完了エリアをはじめ市内の仮置場での受入を計画しているが、仮置場において選別後の一部については本施設での処理を行う」とあります。 選定基準における「災害廃棄物の一時受入・貯留場所の運用」は、今回の建設予定地内での受入・貯留の運用を示しますでしょうか。 もしくは第2次最終処分場やその他仮置場での受入・運用支援でしょうか。	本施設における災害廃棄物受入時の体制や貯留設備の運用方法、建設予定地内で一時的な貯留が必要になった場合の協力体制及び運用方法等をご提案ください。 また、今回の建設予定地範囲外の仮置場の運用（災害廃棄物の一時保管・管理や、施設搬入前の粗破碎作業等）は、原則として市が実施する計画ですが、本項目に基づき、事業者からも提案を求めます。
契約書（案）に関する質問					
4-1	基本協定書（案）	4	秘密保持等	守秘義務規定は、当該義務を課さない限り、受領者は、情報開示者の秘密情報を自由に取り扱えるところ、情報の秘密管理性を担保するための規定と理解しております。この点、弁護士、公認会計士、税理士等は、法令上、守秘義務を負わされていることから、守秘義務規定で拘束せずとも当然に開示された情報を秘密として管理することが明らかです。したがって、一般的な守秘契約の実務に鑑みて相手方への事前通知を不要としていただきたくお願いいたします。 また、長期にわたる事業ですので、突発的に弁護士に対し意見照会をすることも想定されます。早期に弁護士の見解を得て、事業を安定化させるためにも、事前通知についてはご容赦いただきたくお願いいたします。	現行のとおりとします。現在秘密情報を誰が有しているのか、市として把握しておく必要があるためです。ただし、手続等詳細については、市と事業者の協議によることとします。
4-2	基本仮契約書（案）	6	損害賠償	2025年（令和7年）5月30日付け質疑回答書（第1回）No.6-9のご回答は、基本仮契約書（案）第12条に対するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4-3	基本仮契約書（案）	7	秘密保持等	守秘義務規定は、当該義務を課さない限り、受領者は、情報開示者の秘密情報を自由に取り扱えるところ、情報の秘密管理性を担保するための規定と理解しております。この点、弁護士、公認会計士、税理士等は、法令上、守秘義務を負わされていることから、守秘義務規定で拘束せずとも当然に開示された情報を秘密として管理することが明らかです。したがって、一般的な守秘契約の実務に鑑みて相手方への事前通知を不要としていただきたくお願いいたします。 また、長期にわたる事業ですので、突発的に弁護士に対し意見照会をすることも想定されます。早期に弁護士の見解を得て、事業を安定化させるためにも、事前通知についてはご容赦いただきたくお願いいたします。	現行のとおりとします。現在秘密情報を誰が有しているのか、市として把握しておく必要があるためです。ただし、手続等詳細については、市と事業者の協議によることとします。
4-4	工事請負仮契約書（案）	9	条件変更等	2025年（令和7年）5月30日付け質疑回答書（第1回）No.6-20のご回答は、工事（設計・施工）請負仮契約書（案）第18条第4項に対するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4-5	工事請負仮契約書（案）	10	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	2025年（令和7年）5月30日付け質疑回答書（第1回）No.6-22のご回答は、工事（設計・施工）請負仮契約書（案）第26条第6項に対するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4-6	工事請負仮契約書（案）	10	物価スライド起算日	本案件は入札してから契約まで9カ月と長期間となっており、入札図書提出日以降は事業者ではコントロールできないため、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更において、スライドの起算日は入札図書提出日と理解してよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、スライドの起算日は、入札図書提出日（提案書類提出日）といたします。またあわせて、工事（設計・施工）請負契約書第26条につきまして、スライドの起算日が入札図書提出日（提案書類提出日）となるよう修正いたします。
4-7	工事請負仮契約書（案）	12	検査及び引渡し	2025年（令和7年）5月30日付け質疑回答書（第1回）No.6-28（工事請負仮契約書（案）検査及び引渡し）において、「工事（設計・施工）請負仮契約（案）第32条の2に基づき出来高部分の検査を行ったとしても、必ず工事（設計・施工）請負仮契約（案）第39条に基づき部分引渡しが行われるものではありません。」とご回答をいただきましたが、第32条の2で規定される検査の目的についてご教示ください。第32条の2で規定される検査の目的は、部分引渡しの対象とし得るかを貴市が判断するた	工事請負仮契約書（案）第32条の2における検査の目的は、部分引き渡しの対象となりうるかの検査も、出来形の確認を行うための検査もいずれも含まれます。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				めの検査でしょうか。それとも、(出来高ではなく)出来形の確認のための検査でしょうか。いずれの理解となるのか、ご教示ください。	
4-8	工事請負仮契約書(案)	13	前金払及び中間前金払	2025年(令和7年)5月30日付け質疑回答書(第1回)No.6-29のご回答は、工事(設計・施工)請負仮契約書(案)第35条第5項に対するものと理解してよろしいでしょうか。	2025年(令和7年)5月30日付け質疑回答書(第1回)No.6-29への回答は、工事(設計・施工)請負仮契約書(案)第33条第1項に対するものです。
4-9	工事請負仮契約書(案)	13	性能確認試験	「前条各項の規定を適用し、引渡日が更新されるものとする。」とありますが、第32条の引渡前性能検査の場面とは異なるため、本条においては引渡日ではなく契約不適合責任期間の起算日が更新される、という理解でよろしいでしょうか。なお、引渡が完了した後に本条に基づき引渡日が更新されると、所有権の移転日等の不整合が生じると考えます(運営がすでに開始していると想定されますところ、理論上所有権が建設事業者のままである施設を運営することになってしまいます)。	ご理解のとおりです。
4-10	工事請負仮契約書(案)	13	性能確認試験	「前条各項の規定を適用し、引渡日が更新されるものとする。」とありますが、引渡日は契約不適合責任期間の起算日となっており、当該起算日が更新され、契約不適合責任期間が延長されると理解しております。この点、契約不適合責任期間が延長されるのは、不具合が生じた装置または性能保証未達の原因となった装置に限定されると理解してよろしいでしょうか。工事目的物全体について契約不適合期間が延長されるとすると、第1回質疑No.6-30と同様、建設事業者として過大な責任を負うことになり、また必要なコストを見込む必要があり、入札金額の高止まりに繋がると思慮いたします。	ご理解のとおりです。ただし、不具合が生じた又は性能保証未達の原因となった装置に起因して、工事目的物にも性能保証未達が生じた場合、契約不適合責任期間が延長されるのは工事目的物全体となります。
4-11	工事請負仮契約書(案)	20	解除に伴う措置	2025年(令和7年)5月30日付け質疑回答書(第1回)No.6-36のご回答は、工事(設計・施工)請負仮契約書(案)第54条第4項から第6項に対するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4-12	工事請負仮契約書(案)	21	発注者の損害賠償請求等	第55条第7項の規定は、談合行為等による契約解除ではなく債務不履行に伴い解除時に適用される条項と理解しておりますので、貴市に生じた実際の損害金の額が当該違約金を上回る場合、当該超過分について貴市は損害賠償請求することができるものと解釈すればよろしいでしょうか。	工事請負仮契約書(案)第55条第7項の規定は、談合行為等による契約解除及び債務不履行に伴う解除双方に適用されます。このため、債務不履行に伴う解除のみならず、談合行為等による契約解除の場合であっても、市に生じた実際の損害金の額が当該違約金を上回る場合、当該超過分について市は事業者に対して損害賠償請求することが可能です。
4-13	工事請負仮契約書(案)	23	仲裁	「仲裁合意書に基づき」とありますが、仲裁合意書は落札者決定後に内容協議の上、契約締結時に締結するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4-14	運営委託仮契約書(案)	3	契約の保証	運営委託契約に係る履行保証の金額について、当該年度の委託料の10分の1に相当する額以上としていただけにないでしょうか。令和7年6月4日付け「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」(民間資金等活用事業推進会議決定)P.125では、「運營業務の履行保証保険を選定事業者に加入させる場合、その付保期間を1年間とし、毎年更新すること、填補限度額を一事業年度の維持・管理費及び運営費に相当する額の100分の10以上を保険金額とすることを義務付ける場合」もあり、「管理者等は、履行担保のための保険料負担が契約金額に転嫁される結果ともなり得ることに留意しつつ」履行保証の金額を検討することが望ましいとされています。 上記をお認めいただけない場合で、金融機関による保証等を1契約で満足できない場合には、当該保証契約の更新時に、保証の金額を「残存する運営期間に発生する委託料の10分の1に相当する額以上」として保証を差し入れることをお認めいただけないでしょうか。現行条件においては、債務不履行にはなり得ない履行済みの過去の業務委託料相当分についても事業期間終了時まで保証を付し続けることとなり、履行保証の趣旨に鑑みても、また経済合理性の観点でも、債務不履行が起きうるリスクを過剰に見積もっていることとなります。ご検討をお願いいたします。	前段につきまして、現行のとおりとします。 後段につきまして、金融機関による保証等を1契約で満足できない場合には、当該保証契約の更新時、保証の金額を「残存する運営期間に発生する委託料の10分の1に相当する額以上」とすることを認めます。
4-15	運営委託仮契約書(案)	10	業務の履行責任	2025年(令和7年)5月30日付け質疑回答書(第1回)No.6-56のご回答は、工事(設計・施工)請負仮契約書(案)第22条第5項に対するものと理解してよろしいでしょうか。	2025年(令和7年)5月30日付け質疑回答書(第1回)No.6-56の回答は、運営委託仮契約(案)第22条第5項に対するものです。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
4-16	運営委託仮契約書(案)	10	第三者への賠償	2025年(令和7年)5月30日付け質疑回答書(第1回)No.6-59のご回答は、工事(設計・施工)請負仮契約書(案)第25条第1項に対するものと理解してよろしいでしょうか。	2025年(令和7年)5月30日付け質疑回答書(第1回)No.6-59の回答は、運営委託仮契約(案)第25条第1項に対するものです。
4-17	運営委託仮契約書(案)	14	発注者の解除権等	第34条4項につきまして、契約解除時の違約金について、「委託料の10分の1」ではなく、「委託料を20で除した額の10分の1」としていただけないでしょうか。また、上記をお認めいただけない場合、「委託料の10分の1」ではなく、「委託料から既に支払われた本施設の運営に係る委託料相当額を除いた額の10分の1」としていただけないでしょうか。違約金が適用される時点において履行済みの契約期間に対しても債務不履行の責任を問われることは、違約金の趣旨からも乖離しているものと思料しお願いいたします。	前段及び後段ともに現行のとおりとします。
様式集に関する質問					
5-1	様式集	26	証憑	「敷地内または隣地でのごみ処理を継続しながら実施した一般廃棄物処理施設建設工事の元請け完工実績」の証憑として契約書、コリンズ竣工登録のほか、敷地内または隣地を証明する適切な図面がない場合は、自治体殿発行の証明書類を添付することによろしいでしょうか。	可とします。 ごみ処理を実施している範囲と建設工事範囲の位置関係を示した図面、及びごみ処理期間と建設工事期間が重複していることがわかる資料(発注仕様書・要求水準書など工事概要が分かるもの)をご提示ください。
質疑回答書(第1回)に関する質問					
6-1	質疑回答書(第1回)	3	No.3-5	添付資料01④周辺概要図にて示される「工事用地として使用可」の範囲について、運営期間の使用は「原則、不可とします」とのことですが、2031年(令和13年)4月以降に既存正門・既存計量棟・既存自己搬入用計量棟・既存便所棟及び既存駐車場の解体撤去工事を行う場合、工事用地として使用してよろしいでしょうか。	原則、不可としますが、実際の使用可否は、市道整備の状況を踏まえて判断することになります。
6-2	質疑回答書(第1回)	5	No.3-26	「外灯の範囲については敷地内の全体を対象とします。なお、外灯範囲全体を取りまとめた資料は無いため、添付資料等をもとにご確認ください。」とありますが、添付資料05:⑥新大久保清掃工場-焼却施設建設工事_03-建築電気設備図のE-3に記載の外灯を前提としてよろしいでしょうか。認識が異なる場合は、該当範囲がわかる図面をご提示ください。	収集事業課事務所周辺等の外灯も含まれます。 添付資料で位置情報などが判別できない場合は、現地見学会においてご確認ください。
6-3	質疑回答書(第1回)	6	No.3-28	「収集事業課事務所排水の迂回は、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」において復旧を行います。」とありますが、「復旧」とは具体的には何を指しますでしょうか。質疑回答書No.3-149において、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」から水位検知型ポンプの管理を引き継ぐものとし、維持管理と撤去を本工事で見込む」という趣旨の回答があることから、以下の工事手順を想定しますが、貴市にて想定している工事手順をご教示ください。 ・新設工事中も迂回路を継続利用 ・新設工事で本設の排水ルートを施工 ・迂回路から本設の排水ルートの運用に切り替え ・迂回路、水位検知型ポンプの撤去	回答に齟齬がありましたので訂正します。迂回した排水の接続先(汚水排水)を、本工事で整備いただくことになるため、解体工事完了時点では復旧までは困難と考えます。したがって、本工事期間中は迂回排水路を継続使用いただく必要があります。そのため、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」から水位検知型ポンプの管理を引き継ぐものとし、維持管理と撤去を本工事で見込んでください。 「復旧」は、本工事で汚水排水系統を整備の後、本工事で行ってください。
6-4	質疑回答書(第1回)	6	No.3-32	仮設発電機の設置場所と搬入ルート等を想定するため、明石中央体育館の施設全体配置図、電気室がある機器配置図をご提示願います。	施設全体配置図は提供可能です。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。 機器配置図については、受変電設備の更新が予定されているため現時点では提示できませんが、工事完了後(令和8年度末を予定)に提示します。
6-5	質疑回答書(第1回)	6	No.3-32	明石中央体育館に手配する仮設発電機は、常設で体育館に設置することは可能でしょうか。	契約締結後における担当課との協議結果次第では、常設可能になる可能性があります。なお、仮設発電機を購入して保管する場合は、定期点検を実施してください。
6-6	質疑回答書(第1回)	7	No.3-40	「質疑回答書-添付資料(No.3-40,73)電力使用量データ(R6年度、95施設分).zip」にてご提示いただいたファイルでは、一部ファイルでご契約名義が「明石市長様」や民間企業名となっており、施設名が不明となっております。(例:judenNishi_01_01-46-6552-144100.csvのご契約名義「明石市長様」)お客さま番号(例:同上ファイルのお客さま番号「01-46-6552-144100」)ごとの①施設名、②契約種別(高圧電力ASや高圧電力BSなど)、③契約電力kWをご提示願います。	資料を提供します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
6-7	質疑回答書 (第1回)	7	No.3-40	自己託送先の候補施設として、下記5つの施設を含めていただけないでしょうか。電力負荷が高く自己託送先として適正があると考えられるため。 ・上水：鳥羽浄水場、魚住浄水場 ・下水：二見浄化センター、大久保浄化センター、船上浄化センター 含めていただける場合は、2024年度(2024/4/1～2025/3/31)の電力使用量実績値(希望：①契約種別(特別高圧電力Bや高圧電力BLなど)、②契約電力kW、③30分単位のkWh値、ご提示不可の場合は可能な範囲での①契約種別、②契約電力kW、③kWh値)のデータをご提示願います。	ご質問の5施設については、現時点では自己託送先として想定していません。したがって、提案は、提示している95施設を対象に行ってください。95施設を対象に最大限の自己託送を検討したとしても、要求水準書に示す「発電電力量のうち売電量の割合が50%未満とする」ことを達成できない場合は、要求水準未達と取り扱うことはしません。 なお、自己託送先については契約締結後の市との協議、及び関係機関(関西電力送配電等)との協議を踏まえ決定する想定であり、その際はご質問の5施設も自己託送先に含める可能性があります。
6-8	質疑回答書 (第1回)	7	No.3-42,3-43,3-44	「土壌汚染状況調査の～対象範囲外については、費用は本事業に含めるものとし、工期は原則、期間内で計画してください。」とありますが、事業者では入札時点で地歴の把握や汚染の有無、調査命令発出の判断はできず、また調査や汚染が見つかった場合の対策工期はその状態により大きく変動するため、費用・工期を見込むことは困難と思料します。 ①無用なリスク・コストによる事業費の増大を避けるため、土壌汚染に関しては事業者責任ではなく、土壌汚染対策法に準拠し、土地の所有者(発注者)に担っていただき、既往土壌汚染状況調査対象範囲内外に関わらず、土壌汚染が発見された場合、工期及び費用については別途協議いただけないでしょうか。 ②入札額に本費用を織り込む必要がある場合は、汚染土の運搬・処分単価を共通条件としてお示しただけないでしょうか。汚染土の量は、各事業者の計画次第(外構配管・配線・門扉・解体撤去工事等)で扱う土量が異なることから、扱う予定量の一部あるいは全量を汚染土量と仮定して、入札額に織り込むことを想定しますが、よろしいでしょうか。	方針は質疑回答書(第1回)と同様ですが、既往の土壌汚染状況調査対象範囲外については、費用は本事業に含めるものとし、工期は原則、期間内で計画してください。費用については、必要な調査費用は事業者にて想定し、入札額(提案価格)に含めてください。調査結果に応じて必要となる対策については不確定のため、一律で税抜き3億円を見込み、提案価格に含めてください。実績に応じて、精算します。 なお、既往の土壌汚染状況調査の対象範囲内については、地歴調査及び土壌汚染状況調査により汚染がないことを確認しているため、本工事において汚染土が生じることはありません。また、敷地の南側(最終処分場側)については、汚染のおそれが生じた深さが廃棄物層下面のため、廃棄物層下面以深の土を触る場合には土壌汚染調査命令が発出される場合がある(廃棄物層までの掘削であれば土壌汚染調査命令は発出されない)と想定いただいて構いません。なお、廃棄物処理法上の届出(最終処分場の形質変更届)は必要です。
6-9	質疑回答書 (第1回)	7	No.3-43	土壌汚染が発見された場合の工期及び費用について「土壌汚染状況調査の対象範囲内については協議対象とします。対象範囲外については、費用は本事業に含めるものとし、工期は原則、期間内で計画してください。」とのことですが、土壌汚染の範囲は事業者で想定することが困難であるため、過度なリスクが見積に含まれることとなり、適切に事業費をレベリングすることが難しいと考えます。 土壌汚染が発見された場合の工期、汚染土の処分費及び対策費については、別途協議としていただくよう願います。	方針は質疑回答書(第1回)と同様ですが、既往の土壌汚染状況調査対象範囲外については、費用は本事業に含めるものとし、工期は原則、期間内で計画してください。費用については、必要な調査費用は事業者にて想定し、提案価格に含めてください。調査結果に応じて必要となる対策については不確定のため、一律で税抜き3億円を見込み、提案価格に含めてください。実績に応じて、精算します。 なお、既往の土壌汚染状況調査の対象範囲内については、地歴調査及び土壌汚染状況調査により汚染がないことを確認しているため、本工事において汚染土が生じることはありません。また、敷地の南側(最終処分場側)については、汚染のおそれが生じた深さが廃棄物層下面のため、廃棄物層下面以深の土を触る場合には土壌汚染調査命令が発出される場合がある(廃棄物層までの掘削であれば土壌汚染調査命令は発出されない)と想定いただいて構いません。なお、廃棄物処理法上の届出(最終処分場の形質変更届)は必要です。
6-10	質疑回答書 (第1回)	7	No.3-43	添付資料03：①地歴調査報告書で示す調査対象用地(p7表2.1及び図2.1)以外の範囲においても、添付資料03：①地歴調査報告書の調査実施結果を利用できるものとし、改めて地歴調査を行う必要はないと理解してよろしいでしょうか。	既往調査の範囲外において既往調査結果を利用することはできませんが、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく形質変更の届出時に、対象範囲における土地の利用履歴等、土壌汚染のおそれの区分の判断の元となる資料を添付し、地歴調査の要否について、規制官庁の指示を仰ぐことは可能です。 なお、ごみ処理施設の用途による汚染のおそれについては、既往調査範囲外においても、既往調査と同様になると想定いただいて構いません。
6-11	質疑回答書 (第1回)	7	No.3-43	土壌汚染調査の対象物質としてダイオキシン類は含まないものとして計画してよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法の届出上はダイオキシン類は不要ですが、既往調査では自主的な対応として、一部(既存焼却施設建屋範囲及び裸地部分)で、ダイオキシン類の土壌調査も実施しています。今回、既往調査範囲外の土を触る場合、裸地についてはダイオキシン類の土壌調査も実施してください。
6-12	質疑回答書 (第1回)	8	No.3-47	既往土壌汚染状況調査の対象範囲外において、土壌汚染調査を行うことが必要と考えます。「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の工事期間とラップする2026年9月～12月頃(想定)に土壌汚染調査を行うことは可能と理解してよろしいでしょうか。	明石クリーンセンターにおける運營業務及び「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」に支障がない調査計画であれば可とします。
6-13	質疑回答書 (第1回)	8	No.3-47	実施設計を行うために、地質調査を行うことが必要です。「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の工事期間とラップする2026年7月～10月頃(想定)に解体対象物周辺(●位置)に地質調査工事に入ることは可能と理解してよろしいでしょうか。	計画では、ご質問の想定時期には、ダイオキシン類の除染作業及び内部のプラント機器解体が完了し、建屋解体に着手する頃です。建屋解体は、北・東・南の3面を外部足場及び防音シートで仮囲いし、西側(図面の左側)から重機により解体していく予定です。 したがって、具体的には、解体工事施工者との調整が必要にはなりますが、ご質問の地質調査地点のうち、建屋の北・東・南の3方向の地点については、解体工事と並行して実施可能と考えま

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
					<p>す。また、西方向の6地点については、工事工程と重複する可能性があり、例えば休工日に調査をいただく等の配慮をお願いいたします。</p>
6-14	質疑回答書 (第1回)	8	No.3-45,47	<p>「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」と本工事とのラップ期間の工事計画を進めるためには、質疑回答書-添付資料 (No.3-45,47) でいただいた資料では、解体工事の影響を加味した適切な計画を行うことができません。以下の資料をご提示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事工程表 ・解体工事ステップ図 ・解体工事の施工計画書 (解体工法が分かる資料、残置物の位置及び範囲) ・地下解体撤去における掘削埋戻し範囲図 ・山留計画図 ・埋戻し要領書 ・仮設事務所の配置図、仮設駐車場の配置図 ・敷地内外における仮設設備の位置図 ・敷地内外における資材置場の位置図 	<p>以下のとおり回答します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事工程表 資料を提供します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。 ・解体工事ステップ図 資料を提供します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。 ・解体工事の施工計画書 (解体工法が分かる資料、残置物の位置及び範囲) 施工計画に関する協議は未実施であり、提示できる資料はありません。 なお、建設予定地範囲内で残置するものは基本的にありません。(収集事業課事務所への給水系統や、仮設の迂回排水路、迂回道路等を除く。) ・地下解体撤去における掘削埋戻し範囲図 原則として、GLまでの埋戻しを計画しています。ただし、新設工事業者との調整により、埋戻し範囲を調整・変更することは可能と考えています。 ・山留計画図 解体工事に当たって山留は計画していません。 ・埋戻し要領書 埋戻し要領に関する協議は未実施であり、提示できる資料はありません。 ・仮設事務所の配置図、仮設駐車場の配置図 資料を提供します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。 ・敷地内外における仮設設備の位置図 敷地外で仮設設備の計画はありません。敷地内については、現時点で詳細提示できるものではありません。 ・敷地内外における資材置場の位置図 敷地外で解体関係資材置場の計画はありません。敷地内については、現時点で詳細提示できるものではありません。
6-15	質疑回答書 (第1回)	8	No.3-45,47	<p>2027年6月末時点の状況図では「①地下撤去完了、GLまで埋戻し完了」「②地下撤去完了、埋戻し作業中」とありますが、GL-1.5~2.0mまでの埋戻しで引渡しいただくことで解体工事側の工程を短縮し、①②の範囲について2027年7月から本工事の作業を進めてさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>原則として、GLまでの埋戻しを計画しています。ただし、新設工事業者との調整により、埋戻し範囲を調整・変更することは可能と考えています。</p>
6-16	質疑回答書 (第1回)	8	No.3-45,47	<p>2027年(令和9年)6月末時点の状況がわかる図をご提供いただきましたが、2027年(令和9年)7月~9月の解体工事施工状況がわかるステップ図をご提示願います。</p>	<p>ご質問のステップ図はありません。</p>
6-17	質疑回答書 (第1回)	8	No.3-50	<p>「埋戻し材の詳細については、現時点では未定です」とありますが、第2回質疑回答時点で解体工事における埋戻し材料が決まっていたらご提示願います。</p>	<p>埋戻し材料については未定です。砕石または土を使用することになると考えますが、埋戻し工程の際に新設工事業者との調整により決定することとします。</p>
6-18	質疑回答書 (第1回)	9	No.3-63	<p>作業環境中粉じん濃度は、「労働安全衛生法等の~事業者にて設定してください。」と回答いただいておりますが、これは法令上測定義務および管理濃度が定められているも</p>	<p>関係法令で定められた粉じん濃度基準は遵守し、それ以外に作業環境を保全するために測定が望ましい項目があれば、事業者にて設定してください。</p>

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				のに限り、それ以外は測定不要と理解してよろしいでしょうか。(焼却施設、資源リサイクル施設とも)	
6-19	質疑回答書 (第1回)	10	No.3-71	倉庫(既設防災調整池西側)ですが屋外便所の分電盤より電源送りと考えて宜しいでしょうか。分電盤への配電元・経路(ハンドホール配置等)がわかる資料を頂けないでしょうか。 また、弱電設備など必要でしたら、教えてください。	ご理解のとおりです。 管理棟分電盤から便所棟への配線について、資料を提示します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。 便所棟は撤去するため、分電盤の移設は必要になります。
6-20	質疑回答書 (第1回)	10	No.3-71	質問回答 No.3-72 に記載の「天ぷら油保管庫」とは、「危険物保管庫」を指すと認識しています。 この危険物保管庫への配電は、質疑回答書-添付資料(No.3-72)の「03 作業ヤード周辺・配置図」に、「浸出水調整槽低圧受電盤より分岐し、昇圧器設置の上、配電すること。(受電盤内、ブレーカー取付含む)」とあるため、別途工事で配電され、本工事では対応不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-21	質疑回答書 (第1回)	14	No.3-121	「市道との接続箇所については、別途整理した市道ループ案を参考にご検討ください」とありますが、仮設用地の計画・盛替え等に必要のため、市道ループ案の施工時期をご教示願います。	施工時期等の詳細は、現時点では未定です。なお、第1回質問回答にてお答えした「今回事業者に提案いただき、事業者の設計・施工範囲としていただきたい範囲」は、下図(第1回質問回答の添付資料)に示す緑網掛け範囲です。 
6-22	質疑回答書 (第1回)	16	No.3-138	ご回答の数量は既存管理棟1年分の数量との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-23	質疑回答書 (第1回)	17	No.3-144	「2回目の質疑回答において同様の質問が提出された場合は、公表の可否を検討した上で、可能な範囲で回答において提示する予定です。」とありますが、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」にて行われる、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法に係る届出及び調査の内容をご教示願います。	資料を提供します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
6-24	質疑回答書 (第1回)	17	No.3-147	「舗装については、撤去せず残置とする範囲があります。」とありますが、残置する範囲をご提示願います。	添付資料01②に示す、敷地南側の黄色網掛け範囲の舗装は存置する想定です。
6-25	質疑回答書 (第1回)	18	No.3-160	「旧収集事業課事務所では高圧受電はしておらず、分電もしていません。収集事業課事務所棟において受電・分電しています」とご回答をいただきましたが、ご回答のとおりとすると、添付資料05④ No.39・No.40 図(P40・P41)及び添付資料05⑩ 配置図屋外図(P23)から収集事業課車庫及び洗車場への配線ルートが変更になっていると考えられます。現配線ルートをご提示願います。	収集事業課車庫棟及び洗車場へは、現状は、収集事業課事務所棟のキュービクルから車庫棟に送電しています。したがって、新施設からは、現在の収集事業課事務所棟のキュービクルまで送電いただければ、以降は既設を利用して構いません。 収集事業課事務所等のキュービクルからの配線について、資料を提供します。様式1「添付資料請求書兼誓約書」にて募集要項8ページに記載の手順により要求してください。
6-26	質疑回答書 (第1回)	19	No.3-168	質疑回答書 No.3-168 にて既設管理棟への電気温水器設置が可能とのご回答いただきました。設置検討について、既設管理棟の現状の分電盤の予備ブレーカ数では対応が不可のため、盤の更新が必要となりますがよろしいでしょうか。 また、幹線についても変更の必要性がありますが、よろしいでしょうか。	更新・変更作業を事業者により実施されるのであれば可とします。
6-27	質疑回答書 (第1回)	27	No.7-3	当グループの建屋を担当する建設企業は、地元企業と甲型での特定建設工事共同企業体の構成を予定しています。 参加表明書において、当該建設企業は募集要項の応募者の要件(4(2)オ(ア))に示された要件を満足しておりますが、当該地元企業は、募集要項の応募者の要件(4(2)オ	前提として、応募者の「構成企業」になる場合は、資格要件を満たす必要があります。また、本市との契約相手方は「構成企業」である必要があります。 ご質問の建屋建築JV(建設企業(構成企業であり資格要件を満たす)+地元企業)が、プラントメーカー(代表企業)とJVを組むのであれば、本市との契約相手方に建屋建築JV構成員も含まれる

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				(ア) に示された要件を満足しておりません。 この場合においても、様式 8 の特定建設工事共同企業体協定書の写しを、優先交渉権者の決定までに提出することで、応募者の構成企業としてお認めいただけますでしょうか。	こととなります。したがって、建屋建築 JV 構成員は、資格要件を満たす「構成企業」である必要があります。 一方、ご質問の建屋建築 JV (建設企業(構成企業であり資格要件を満たす)+地元企業) が、プラントメーカー (代表企業) の下請けに入るのであれば、本市との契約相手方に建屋建築 JV は含まれないため、建屋建築 JV 構成員に、資格要件を満たさない者が含まれていても構いません。
6-28	質疑回答書 (第 1 回)	—	質疑回答書-添付資料 (No. 3-27) (3) 場内給水管	質疑回答書-添付資料 (No. 3-27) にて、明石クリーンセンターの既設メータの二次側より分岐して第 3 次最終処分場周囲への給水管が設置されています。この第 3 次最終処分場周囲の給水管は継続して生かす前提との認識でよろしいでしょうか。 明石クリーンセンターの既設メータは、明石クリーンセンターの給水管と、第 3 次最終処分場周囲の給水管のメータを兼ねていることから、新施設の給水管のメータ位置も第 3 次最終処分場周囲の給水管のメータを兼ねる位置にする必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6-29	質疑回答書 (第 1 回)	—	質疑回答書-添付資料 (No. 3-29) 水道料金・下水道料金の支払い所掌について 250525	水道料金の支払い所掌について、「作業ヤード行き」「カメプール行き」「どんぐり公園行き」の記載があります。 ①「カメプール行き」「どんぐり公園行き」の給水については、今回の新設工事では新たな給水経路の設置は不要との認識でよろしいでしょうか。 「質疑回答書-添付資料 (No. 3-27) (3) 場内給水管 3336-0204H18 焼却施設」に記載の第 3 次最終処分場及び防災調整池の周囲の給水管が給水元でしょうか。 ②「作業ヤード行き」の給水については、「質疑回答書-添付資料 (No. 3-170) 散水栓図面」より、既設洗車場から作業ヤード手洗い台に給水されていると読み取りましたが、その他の給水元はないとの認識でよろしいでしょうか。 上記について認識が異なる場合は、正しい給水元についてご教示ください。	①ご理解のとおりです。 ②ストックヤードも既設洗車場が給水元になります。
6-30	質疑回答書 (第 1 回)	—	質疑回答書-添付資料 (No. 3-165) 1997 [H09] 指定洞道等設置届出	現在の共同溝の換気は、末端である既設の焼却施設側にファンが設けられており、逆側末端 (敷地入り口側) で排気されています。共同溝全体を有効に換気するため、既設ファンを継続して使用する前提で、既設ファンへ電源送りを行う計画としてよいでしょうか。 なお、上記計画は既設焼却施設が新施設竣工後も解体されない前提です。 将来既設焼却施設が解体される際には、共同溝の撤去あるいは残置の計画、必要な工事が別途行われるとの認識でよろしいでしょうか。	既設焼却施設の解体は未定ですが、将来的に解体工事を行う場合でも、新施設含む他施設の運営・維持管理に支障がなく、また別途工事が必要にならないようにする必要があります。したがって、将来的に既存焼却施設を解体することも考慮し、ファン及び給気口を新設してください。また、既存焼却施設と共同溝の接続部で、共同溝を塞いでください。 なお、共同溝全体の送電は新焼却施設から行ってください。
6-31	質疑回答書 (第 1 回)	—	質疑回答書-添付資料 (No. 3-170) 散水栓図面	既設外構散水栓の参考資料として、「作業ヤード周辺・配置図」、「場内給水管 3336-0204H18 焼却施設」(第 3 次最終処分場及び防災調整池の周囲の給水管)、「160831 修繕概要図」(既設洗車場から作業ヤードへの給水経路)を示していただいておりますが、既設外構散水栓について盛替えが必要なものは、既設洗車場から作業ヤードへの給水経路との認識でよろしいでしょうか。	ストックヤードも使用するのであれば、給水経路の切替が必要になります。
その他の質問					
7-1	—	—	—	現地見学の際、既設の缶成型品に関し、ペール巻になっているもの、なっていないものがありました。荷くずれ防止用で引取業者にて巻いているものでしょうか。	缶成型品は、圧縮のみです。ペール巻きになっているものはございません。 また、引取業者にて対応しているものではありません。